

## 鳥取県中部総合事務所電話交換機設備ほか更新業務仕様書

1 業務の名称 鳥取県中部総合事務所電話交換機設備ほか更新業務（以下「本業務」という。）

2 業務の場所 鳥取県倉吉市東巖城町2

3 業務期間 契約締結日から令和8年2月27日まで

4 業務概要

本業務は、電話交換システムの安定稼働を維持するため、電話交換機設備等を更新する。

5 業務内容

(1) 基本方針

ア 既存設備の撤去、廃棄は関係法令に基づき、適切に受注者の負担で行うこと。

イ 交換、移行作業に当たっては、設備停止状態が極力短時間となるよう事前に発注者と協議し、承認を受けてから実施すること。

ウ 設置する機器の接続において必要な配管、配線作業等は、本業務に含む。

エ 機器の搬入や設置作業に当たっては、鳥取県中部総合事務所庁舎の業務に支障が生じないように配慮し、必要な仮設は本業務にて行うこと。

オ 作業時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、騒音が発生する工程及び庁舎内での業務に支障を及ぼす工程については、事前に県と十分協議の上、日程を調整すること。

カ PHSの使用停止時間が最短となるよう、新設のPHSアンテナは電話交換機の切替日までにあらかじめ設置し、切替えを実施する。

キ 機器設置後の調整・試験調整及び機器整備後の取扱説明は本業務に含む。

ク 本業務の実施に当たり光回線の敷設を西日本電信電話株式会社が作業するため、作業実施前には西日本電信電話株式会社との調整を行うこと。西日本電信電話株式会社との作業区分は別紙1による。

(2) 更新対象設備

取付台数は別紙1参照。

ア 電話交換機 1台

イ PHSアンテナ 17台

ウ 電話料金管理装置 1台

エ モノクロレーザープリンタ 1台

オ 無停電電源装置（UPS） 1台

(3) 機能仕様

本業務で整備する基本サービス及び機器類は、別紙2及び別紙3によるものとし、発注者の承諾を得て発注するものとする。なお、別紙3に記載なき事項についても電話交換機設備等を更新する上で

必要な機器等は本業務にて整備する。

(4) 保証

- ア 本業務で設置した機器等の瑕疵に関しては、受注者の責任において交換及び対処を行い、関係書類を修正の上、提出すること。
- イ 機器等の保証期間は引渡しから1年とする。

6 既設設備の概要

(1) 内線番号等

- ア ダイヤルイン番号及び内線番号  
0858-23-3100～4803（外線の下4桁が、内線番号の場合もあり）  
内線番号 3000～3999
- イ 発信クラス

発信クラス	備考
超特甲	発信規制なし。
乙	外線発信不可。内線通話のみ可。

ウ 電話機台数

種別	既設台数	備考
多機能電話機	7	更新対象外
単体電話機	約111	更新対象外
PHS電話機	209	更新対象外

(2) 周辺装置

- ア 保守コンソール（既設流用）  
通信機械室内に1台設置（いずれもコマンド投入用パソコン、プリンタ等を含む。）し、電話番号管理、障害情報収集を行う。
- イ 電話料金管理装置  
通信機械室に1台設置（いずれもプリンタ等含む。）し、外線発信を対象に、内線番号別、部署別の通話記録（通話日時、キャリア、通話先、通話時間、通話料金等）を蓄積する。また、通話記録データから部署別の電話料金請求データ一覧を作成できる。

(3) その他

- ア 電話交換機の二重化  
一方の系統が故障した場合は残りの系統で運用する。
- イ ナンバーディスプレイ  
デジタル多機能電話機とPHSに外線で着信があった場合に、通話先の電話番号が表示される。

7 特記事項

(1) 諸法規の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、機械設備工事編：令和5年版）によるものとする。

(3) 業務責任者

受注者は、本業務実施前に業務責任者を選任し、発注者に通知すること。

(4) 作業日時、方法

受注者は、本業務の実施に当たっては、事故のないよう細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、鳥取県中部総合事務所庁舎の業務に支障を生じないようにすること。

(5) 提出書類

名称	部数	提出時期
業務計画書（工程表、改修手順書）	2部	契約締結後速やかに
業務責任者選任通知	2部	契約締結後速やかに
納入仕様書	2部	各機器の発注までに
試験計画書	2部	試験調整実施までに
試験結果報告書	2部	試験調整完了後14日以内に
業務完了報告書	1部	業務完了後15日以内に
保証書	1部	引渡し時に
その他、発注者が指示するもの	1部	適宜

(6) 完了報告及び検査

受注者は、業務を完了したときは15日以内に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者が完了報告書を受理した日から10日以内に発注者の検査を受けること。

(7) 光熱及び水道等の利用

受注者は、本業務に必要な光熱及び水道は、業務計画書により発注者の承諾を得て無償で使用できる。

(8) 損失負担

受注者は、本業務実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

8 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けな

いで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに（３）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

### （３）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を得ないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の５０パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

### （４）調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

### （５）委託料の支払

ア 受注者は、７の（６）の検査の結果が合格と認められた通知を受理した後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出する。

イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から３０日以内に請求に係る委託料を支払う。

### （６）仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

### （７）その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。